公　告　第 56 号
令和 8 年 11 月 2 日
ＪＡＳＴ健康保険組合
理事長　　平林　卓

# 令和８年９月３０日現在の平均標準報酬月額について

令和８年９月３０日現在の当組合の平均標準報酬月額を算定したので、公告いたします。

記

| | |
|---|---|
| 平均標準報酬月額 | 422,260 円 |
| 標準報酬月額 | 410,000 円（前年と変更なし） |

平均標準報酬月額とは、当組合の被保険者の標準報酬月額平均です。

この額は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの任意継続被保険者の標準報酬を決定するのに使用されます。（健康保険法第 47 条）

以上